

構造改革特別区域計画認定申請書

平成16年5月11日

内閣総理大臣
小泉 純一郎 殿

長崎県西彼杵郡高島町
高島町長 豊田 定光

構造改革特別区域法第4条第1項の規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について認定を申請します。

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県高島町

2 構造改革特別区域の名称

高島ふれあい農業特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎県西彼杵郡高島町の区域の一部（高島全域）

4 構造改革特別区域の特性

高島町は、長崎市の南西海上約14.5kmに位置し、高島・端島・中ノ島・飛島の4つの島からなり、有人島は、高島のみ町である。

面積は、全体で、1.34km²しかなく日本一小さな町、人口も約870人と日本一人口が少ない町でもある。また、高齢化比率も45%を超えている。

気候は、温暖であり、年間平均気温は、15度～16度で、夏と冬の気温の差が小さく、一年中温和である。

当町は、かつては石炭発見の地として有名であり、1710年に石炭が発見されて以来、石炭産業を唯一の基幹産業とする町として発展してきたが、1986年に炭鉱が閉山したことにより、町の経済社会は大きく後退した。

そこで、炭坑従業者及び島民の雇用対策として、閉山後、第3セクターの会社が町有地の旧炭鉱住宅跡地を利用し、トマト栽培を中心とした野菜経営を行ってきた。

本町は石炭産業が唯一の産業であったが、温暖な気候と土質から、トマトの栽培に適した環境であり、品質向上の努力によって糖度の高い、高品質のトマトが生産できるようになった。今日では、トマトは全国的なシェアを有する本町の特産物に成長した。

一方で本町においてこのトマト栽培は唯一の農業であり、「しまの特産物」として今後もさらに振興していきたいが、本町の高齢化率は平成16年4月末現在45.1%になっており、今後も更に島民の高齢化が進んでいくことが見込まれる。

また、本町は石炭産業の町であったため、元来農地は存在しなかったため、本町の農地としては、このトマト栽培地1.0haのみであり、今後このトマト栽培を振興し、生産の拡大及び地域の雇用を確保していく上では、生産主体の健全な経営が不可欠である。

5 構造改革特別区域の意義

本町は、元々、一島一町一企業の特特殊なまちであり、農業は、皆無であった。

閉山後、雇用対策として、第3セクターがトマトのハウス栽培を行うことでその役割を担ってきたが、平成17年に長崎市との合併を控え、清算することとなり、平成16年7月31日、会社を解散する予定である。

一方、このトマトについては、今では全国的なシェアを有しており、収穫時期には、町内外からの注文が多く、トマトという地域の特産品を活かした地域の活性化及び町民の雇用対策の上で、今後も継続していくことが望ましい。しかし、農家が全く存在しないため、農業サイドでの栽培者の確保が困難であるので、農地法の特例を活用し、施策に賛同する企業の参入を促し、これを核として現在トマトを栽培する農地に加え遊休ボタ山地域等の利用を含め、民間の手法を用いた効率的な経営でトマトの増産を図りたい。

併せて、観光立町を目指す当町は、磯釣り公園、人工海水浴場及び海水温浴施設等を最大限活用するために加工業や住民参加のグリーンツーリズム等、観光業へも波及させるような取り組みを積極的に進める。

構造改革特区により「トマトでしまおこし」が行政、住民、企業等の協働により実現される。

6 構造改革特別区域の目標

本町は、閉山後、「石炭を魚にかえて島おこし」のキャッチフレーズのもとに、海に囲まれた島の特性を活かした観光開発を図るべく、海水浴場、釣り公園及び海水温浴施設などを建設してきたが、併せて特産物の開発を行ってきたところである。

しかし、炭鉱の最盛期には、約18,000人もいた人口も、閉山時、約5,500人、現在では、約870人とほかには考えられない激減の一途を歩んでいる。このような状況において、観光による交流人口の増加を図るとともに本区域の温暖な気候を活かした特産品の開発を図ることは、有効な産業振興対策と考えられる。

このため、トマトの効率的生産を目指し、経済効果を上げ、また併せて町の推進するトマトの振興・PR事業により、都市部との人的交流を活発にし、経済的・社会的両面で地域の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町では、企業の参入の緩和措置を適用することにより、平成16年度の参入企業は、1社、1.0haを見込んでいるが、5年後の平成20年度は、旧ボタ山地域の活用を行い、3.0haと拡大する。

又、参入しようとする企業の現在の従業員は、9人であるが、これを平成20年には、20人に増やし若年層の雇用を拡大し、IJUターン等を促すことで、高齢化対策も図りたい。

これにより、観光面においても、磯釣り公園等々の利用者にも「甘いトマト」が採れる島として観光客にもアピールができ、将来トマトジュースなどの開発も視野に入れて推進し、現在、1ha、60トン約3千万円を3.0haの200トン、約1億円の経済効果を見込んでいる。

そのほか、現在、磯釣り公園や人工海水浴場などで年間約26,000人の来島者があるが、トマトを販売するだけでなく、一部を観光農園として解放することにより、トマト狩等の体験学習を取り入れたグリーンツーリズム等の導入等滞在型観光の推進も図られるので、夏場以外でも来島者を誘致することができるようになる。

8 特定事業の名称

- ・地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画に関し地方公共団体が必要と認める事項

トマト振興支援事業（事業費 町 10/10）

（トマトを活用して産業の活性化を図るべく町独自の事業で参画する企業に対し、糖度を測るセンサー機を導入させる支援事業や既存のハウス、暖房設備及び選果機等を優先的に使用させる等効率的な経営運営ができるよう協力等を行う。また、ふるさとづくり事業（国の地総債対策事業）として平成13年度から5カ年計画で、炭住跡地やボタ山等の遊休地に花卉（オリーブ、柑橘類、梅、桃、桜、栗及び柿等）を植栽し、景観整備に努めるとともに、テレビ局との共催事業として、毎年、磯釣り大会やサマーフェスタのイベントを開催し、交流人口の増大にも努力しているが、さらにこれらの事業を強力的に推進していきソフト面では、販売販路の拡大のため、PRの為の事業費を助成していく。）

別紙

1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸し付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：高島町

農地の借受主体：事業に関わろうとする企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

高島町では、炭鉱の閉山後、振興対策として、観光立町として、磯釣り公園、人工海水浴場及び海水温浴施設など建設して観光振興を行ってきた。同時に特産品振興として、糖度の高いトマトの栽培を始め、今日では全国的なシェアを持つほどになった。しかし、現在の生産主体である第3セクターは平成16年7月31日に解散の予定であるが、元々農家は皆無であったので、今後の農業サイドでの栽培者確保が困難であり、1haの規模の農地が、遊休農地となることになる。

このような中、全国的にも需要があるトマトの栽培を本町の施策に賛同する企業自らが高島町と協定を結び、借受主体となってトマト栽培に取り組み、町の雇用対策と地域の活性化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

本町の農地は、皆無であったのを閉山後、第3セクターが町有地の宅地を農地として利用し、トマト栽培を行ってきたが、平成16年7月31日に解散する予定である。本町の人口は、昭和37年の約22,000人をピークに減少を続け、閉山時、約5,500人を経て、現在では、約870人にまで減少し、過疎化が進んでいる中、高齢化率は、45.1%と長崎県でも一位を示している。

また、本町には元々農家というものが存在しないため、第3セクターの解散後に1haもの農地経営を行う農業者の確保は困難である。

その一方、全国シェアを有するまでになった本町のトマトは、産業としても、観光におけるPR資源としても、町おこしの上で重要なものである。

このような状況において、「構造改革特別区域法」の特例措置による特定法人への貸し付けは必要不可欠であり、発生する遊休農地を有効に活用し、本町が目指す、「トマトを通じた地域の活性化」という地域振興の目標を達成に向けて取り組んでゆきたい。